

令和元年6月14日現在

機関番号：14501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K16932

研究課題名(和文)近代フランスにおける地方上級行政官の近代の変容に関する研究

研究課題名(英文)Modern change of local high-ranking officials in modern France

研究代表者

岡本 託 (OKAMOTO, Taku)

神戸大学・人文学研究科・人文学研究科研究員

研究者番号：30611868

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、19世紀フランスにおける地方幹部候補行政官の属性(出身地・出自・学歴・財産)、求められた資質、経歴の変化を用いて分析することで、地方幹部候補行政官の担い手が、旧体制期から続く地元名士から専門職化された近代的行政官へと変化したのか否かを明らかにすることである。研究成果として、産業革命後、19世紀に重工業や繊維業の発展により、飛躍的な人口増加を遂げたローヌ＝アルプ地域(ローヌ県、アン県、ドローム県)をケース・スタディーに、地方幹部候補行政官の近代の変容を明らかにすることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、近代国家にとって不可欠な存在である官僚制を通じて、社会が前近代から近代へと変容していく過程を明らかにするものである。本研究により、1850年代から、地方の幹部候補行政官の担い手が、地元の名望家から専門職化された近代的行政官へと変化したことを明らかにした。このような近代社会における近代性を詳細に解明することにより、「近代社会とは何か」という根源的な問題の解明に資することができると思われる。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to analyze the element of ascription (birthplace, origin, academic background, property), the required qualities, and the change of career, of the conseillers de prefecture, executive candidates for local officials in France in the 19th century. So it will be clarified the change of nature of conseillers de prefecture, that the persons of conseiller de prefecture change the notables for professionalized modern official. As a research result, I analyzed the case of Rhone-Alpes region (Rhone department, Ain department, Drome department). This region has achieved population growth by the heavy industry and the textile industry after the Industrial Revolution.

It was clarified the modern changes of executive candidates for local officials in this region in the 19th century.

研究分野：近現代フランス史

キーワード：官僚制 幹部候補行政官 近代化 専門職化 地方行政 ローヌ＝アルプ地域

1. 研究開始当初の背景

産業発展とそれに伴う社会問題の増加に対して国家が積極的に介入したことにより、行政制度の飛躍的な拡大を経験した 19 世紀のフランスにおいて、その意思決定を司る上級行政官は中央と地方の双方で重要な役割を果たした。しかし、史料の豊富さから、中央の上級行政官に関する研究蓄積が 1960 年代から始まったのに比べ、近代行政制度の全体像を明らかにするために必要不可欠な地方の上級行政官に関する研究は、今世紀に入りようやく本格的に開始されたといえる。その代表的な研究者である J・P・ジョルダン¹は、旧体制期から 19 世紀末までの約 1 世紀のアキテーヌ地方をケース・スタディーとして、上級から下級までのさまざまな地方行政官について、彼らの属性(出身地、出自、学歴、財産)と経歴に関するプロソポグラフィ分析をおこなった。彼は、18 世紀後半から 19 世紀後半を分析対象期間に設定することにより、フランス革命前後における地方エリート層の断絶的側面と継続的側面を明らかにした(*Le personnel de l'administration dans le sud-ouest aquitain de la fin de l'Ancien Régime aux années 1880*, 3 vols., Presses Universitaires du Septentrion, 2002)。また、M・C・トラル²は地方上級行政官を分析の中心に据え、中央と地方の利害関係に関する代表的な研究をおこなった。彼女は、19 世紀前半のイゼール県における知事、郡長、県事務局長の権限や、中央との関係を詳細に分析し、地域利害の保護や中央集権化の制限に地方行政官が重要な役割を担っていたことを指摘した(*L'émergence du pouvoir local : le département de l'Isère face à la centralisation (1800-1837)*, Rennes, 2010)。

このように、1960 年代から始まる中央・地方の上級行政官研究において分析対象とされた公職の特徴は、大官僚団での上位のポスト、知事、市の上級行政官など、すでに行政的経験を十分に積んだ者が就くポストであった。一方で、将来的に上級行政官となり、国家行政を担うこととなる幹部候補行政官に関する分析はあまりおこなわれておらず、国家がどのような官僚像を描いて幹部候補行政官を養成しようとしていたのかについては、明らかにされていない。また近年、中央行政官の養成に関する研究は現れ始めたが、地方行政官のそれに関しては見過ごされてきている。

以上のことから、近代地方行政において必要不可欠であった幹部候補行政官を考察し、彼らに求められた資質や登用論理を明らかにすることで、近代的行政官を論じるうえでの一つの要素である専門職化の実態について解明することが必要であると考えた。

2. 研究の目的

筆者は、これまで、現在の国立行政学院が存在しなかった 20 世紀初頭までのフランスにおいて、中央行政機関の幹部候補行政官がどのような論理で登用・養成されていったのかを、官僚組織の頂点に位置するコンセイユ・データの傍聴官職を事例に分析をおこなった。傍聴官職は 19 世紀の各政体を通じて、若手官僚の登竜門とされてきた行政職である。

分析の結果、まず、19 世紀を通じて傍聴官の社会階層(出自)の変化は緩く、旧体制期の公職家系に属する者の再生産がおこなわれていた。次に、傍聴官の登用論理について、縁故による登用と能力による登用という二つの登用論理が存在し、19 世紀を通じてせめぎ合っていた。縁故による登用が根強く残った理由の一つとして、傍聴官職の門戸を開放し、「新しい階層」を過度に受け入れることは社会秩序にとって危険であるという考えがあり、単純に、時代が進むにつれ能力主義社会が到来する、という理論だけでは説明できない登用論理が存在した。つまり、中央の幹部候補行政官の世界において、縁故的要素を含んだ近世的身分制社会から近代的な能力主義社会への転換は、19 世紀を通じて極めて緩やかにおこなわれたのである。

しかしながら、傍聴官職のように中央で活動する行政官のみの分析では、近代行政制度の全体像は明らかにできない。また、制度史上では、19 世紀は地方行政制度の枠組みが整備され、近世的行政から近代的行政への転換期とされてきた。しかし、実際に行政の現場で職務をおこなったアクターに注目した分析をおこなわなければ、近代化の有無の全体像は明らかにできない。

以上のことから、19 世紀から 20 世紀にかけて、知事などの地方上級行政官になるための幹部候補行政官職とされてきた県参事会員の属性(出身地・出自・学歴・財産)、資質・登用論理、経歴を分析することで、地方幹部候補行政官の担い手が地元名士を中心とした前近代的行政官から、行政的専門知識をもった近代的行政官へと変化したのか否かを明らかにすることが必要だと思いついた。そして、その結果を踏まえ、中央と地方における近代的行政官の出現の有無を比較することで、双方の行政的差異を明らかにし、近代化過程のフランスが志向した中央集権の内実を立体化していく。また、ケース・スタディーの地域として選定したローヌ＝アルプ地域は、19 世紀を通じて目覚ましい産業発展と人口増加を遂げ、国家による地方支配のキーとなる最重要都市の一つであった。

3. 研究の方法

まず、ローヌ県文書館所蔵の分類番号 K「県に関わる法令」と、M「県の一般及び経済行政」のなかの 1M1～1M7 までのローヌ県庁の全体的組織に関わる法令等の収集と分析をおこない、近

代フランスの地方行政機関の組織的骨格を明らかにする。

次に、本研究において重要な要素である地方幹部候補行政官の年齢、経歴、出身地、出自、学歴、財産、そして属性や能力に関する情報を得るために、以下の文書館から史料収集をおこなう。

フランス国立文書館所蔵の分類番号 F/1b1/155～180, F/1b1/297～400, F/1b1/436～530
「知事、郡長、県事務局長、県参事会員の個人情報：1800～1912年」

ローヌ県文書館所蔵の分類番号 2M5～2M8「知事、郡長、県事務局長の職務、昇進、俸給：1800-1940年」、2M9～2M11「県参事会員の個人情報：1800～1933年」、1M74「県行政官登用における取りなしと推薦」、2M24「県行政官職の要求時の推薦」、2M207「県行政官登用での代議士による推薦」

アン県文書館所蔵の分類番号 M966-967

ドローム県文書館所蔵の分類番号 2M30-31

以上の史料を用いて、地方幹部候補行政官の近代の変容の解明を次の手順でおこなう。第二帝政期のローヌ県に関する分析、第二帝政期のアン県およびドローム県に関する分析、第二帝政期のローヌ・アルプ地域に関する分析、第三共和政期のアン県およびドローム県に関する分析。～で得られた分析結果を統合し、地方幹部候補行政官の専門職化と近代化の実態を解明する。そして、ここで得られた成果と、これまでの研究で得られた中央の幹部候補行政官に関する研究成果との比較をおこない、近代化過程のフランスが志向した中央集権の内実を立体化していく。

4. 研究成果

(1) 第二帝政期ローヌ県における地方幹部候補行政官の近代の変容

近代フランスの行政制度が複雑化と拡大化を経験した第二帝政期、県参事会員の性質は幹部候補行政官を養成する公職へと変化した。これは、1865年法のみが要因となって起こった変化ではなく、1863年政令による中央の幹部候補行政官である傍聴官の経歴変化とも関係したものであり、中央と地方が連動して、幹部候補行政官を積極的に養成しようとする姿勢の表れであった。19世紀を通じてその性質を変化させていった県参事会員であるが、彼らを登用する際に使用された調査書の調査項目は一定ではなく、各時代においてそれは異なり、調査項目の変化は必ずしも政体転換時にみられる現象ではないことが明らかとなった。

県参事会員の登用論理において、候補者の出身地、財産、学歴、出自、知事の所見、政治思想においては決定的な登用条件を見出すことはできず、県参事会員候補者としての経歴＝経験や専門性が登用者と非登用者を隔てる条件であったことが明らかとなった。その理由は、候補者の経歴を県参事会員の登用条件として重視することで、県参事会員の養成を有効に機能させることを目的としていたからであった。つまり、登用論理において経験や専門性が重視されていたことから、少なくとも、ローヌ県に関しては県参事会員の専門職化は第二帝政期からすでに始まっていたといえよう。

(2) 第二帝政期アン県およびドローム県における地方幹部候補行政官の近代の変容

数値的分析から、アン県およびドローム県における第二帝政期県参事会員の性質変化に関して、年齢では、時代が進むごとに若年化が進み、出身県では、七月王政期のような地元出身者ではなく、あらゆる地方出身の若者が幹部候補行政官として両県に赴任したことが明らかとなった。同時に、これらの変化が、県参事会員職＝地方行政権力を担う人々の社会的流動性を高め、地元名望家と地方行政権力との関係性を薄れさせたといえる。経歴面では、第二帝政期の県参事会員は短期間に多くの県と公職で職歴を積み、同時に郡長や県事務局長などの上位の公職に昇進することで、地方幹部候補行政官として養成されていった。

県参事会員の登用の際に使用された請願書の分析から、以下のことが明らかとなった。第一に、請願書において候補者の属性に関する記述は、七月王政期と第二帝政期ともに、候補者本人の信頼性、財産、家系の国家・地域への貢献、出身地における影響力を示すためであった。属性に関するこのような記述の意図は、同時代における中央幹部候補行政官の登用時に作成された請願書でも確認することができ、属性を記述することの意図は中央と地方において同様のものであった。しかし、第二帝政期になると、県参事会員においては前任者からの後継指名や父親からの公職継承は衰退することとなり、七月王政期に比べて属性的要素は減少したといえる。

第二に、請願書における候補者本人の能力に関する記述は、七月王政期と第二帝政期ともに、性格に関する主観的な評価、教育からもたらされた行政的専門知識に関する評価、そして公職の現場での経験に対する評価という三つの評価基準が中心に記述されていたが、第二帝政期の県参事会員の性質変化により、候補者本人の能力がより詳細に記述されるようになった。また、第二帝政期から、多くの県参事会員登用者が知事官房長職や官房員職を経験することにより、行政的能力を磨いていった。

このように、第二帝政期のアン県参事会員とドローム県参事会員の登用論理には、候補者の属性的要素と能力的要素が併存していたものの、前任者や父親からの後継指名・公職継承の衰

退による属性的要素の減少と、行政的専門能力の要求による能力的要素の増加で、七月王政期に比べ、第二帝政期の登用論理はより専門職化されたものとなったのである。

(3) 第二帝政期ローヌ＝アルプ地域における地方幹部候補行政官の近代的変容

(1)と(2)の研究成果をうけて、ローヌ＝アルプ地域を構成するアン県、ドローム県、ローヌ県の県参事会員の登用論理を比較すると、アン県とドローム県には属性的要素と能力的要素が併存していたのに対し、ローヌ県には行政的知識と経験といった能力的要素が最優先された。これは、規模の大きさに合わせて1級から3級まで設定された県の等級が影響した結果で、この県の等級を利用した行政官養成を有効に機能させるために、アン県とドローム県に比べ、ローヌ県参事会員ではより専門職化された登用がおこなわれていた。

性質の異なる3つの県の登用論理を比較分析することで、一方の県参事会員の分析だけでは見えてこなかった、県の等級による属性的要素と能力的要素の比重の異なりが明らかとなり、地方幹部候補行政官の専門職化の内実を立体化することができた。C・シャルルは、支配的原理としての属性主義と能力主義の関係性に関して、前者の原理がまだ優位であった1830年代から1880年代にかけて、後者の原理が徐々に浸透していったとし、その転換点は第三共和政期初頭であると指摘した。この見解を地方幹部候補行政官に当てはめると、第三共和政期初頭における支配的原理転換の準備は、第二帝政期には既に整えられていたことになるのである。

一方で、ローヌ・アルプ地域以外の状況に関して。ローヌ・アルプ地域と同様に他の地域においても、例えば、アキテーヌ地域であれば中心県であるジロンド県が2級県に設定され、それに隣接するランド県とロット県が3級県に設定された。同様に、ピカルディ地域であれば当時の中心県であるエーヌ県が2級県に設定され、それに隣接するソンム県とオーズ県が3級に設定された。つまり、おおよそ各地域の中心県が2級県に設定され、その近接県が3級県に設定されていたのである。したがって、ローヌ・アルプ地域の県参事会員登用の様相を明らかにすることにより、19世紀フランスにおける地方幹部候補行政官の基盤的登用形態が提示できたと考える。

(4) 第三共和政期アン県およびドローム県における地方幹部候補行政官の近代的変容

属性主義から能力主義への移行を支配的原理としていた第三共和政期において、地方行政を担うこととなる幹部候補行政官における両主義の関係性はこれまで明らかにされてこなかった。

第三共和政期において、中央の幹部候補行政官であるコンセイユ・デタ傍聴官は、コンクールで要求される知識レベルに対して、彼らが有する文化資本、経済資本、社会関係資本を最大限に利用することで、新たな階層からの登用を制限し、上級公務員による支配階層の再生産を実現した。一方で、地方の幹部候補行政官である県参事会員においては、傍聴官のような支配階層による再生産の構図はみられず、属性主義の様相に変化が表れ始めたことが明らかとなった。

そして、代議士・元老院議員が選出県での影響力獲得のために、県参事会員候補者の推薦をおこなったことにより、共和主義者の支持階層である、中下級公務員や専門職従事者を出自とする者にも県参事会員職への門戸が開かれることとなった。つまり、支配階層たる上級公務員が再生産の装置とした、能力主義を用いた厳正な傍聴官コンクールによる登用よりも、属性主義を用いた、請願書による県参事会員の登用の方が、議会政治的要因が作用することで社会的流動性を促進させたのである。換言すれば、能力主義の進展のみが、社会的流動性を促進させたわけではなかったのである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

岡本託「フランス第二帝政期における地方幹部候補行政官の登用論理 ローヌ県参事会員の Notice Individuelle を手がかりに」、『歴史学研究』第960号、2017年、1-14頁(査読有り)

岡本託「フランス第三共和政期の地方幹部候補行政官登用における属性主義と能力主義 アン県参事会員およびドローム県参事会員を事例として」、『寧楽史苑』、2018年、101-116頁(査読有り)

岡本託「フランス第二帝政期ローヌ・アルプ地域における地方幹部候補行政官の登用論理 県参事会員登用時の請願書を手がかりに」、『史学雑誌』第128編第4号、2019年、1-33頁(査読有り)

〔学会発表〕(計1件)

岡本託「近代フランス官僚制度における外交官の専門職化 幕末・明治期の日本に赴任することの意味」、『九州史学会大会西洋史部会』、2017年12月

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。